

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人新潟総合学園
②設置大学名称	新潟医療福祉大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	025-257-4455
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 30 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	
⑧本協会による公表	該当項目（承諾する／否認する）を選択してください。

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	新潟医療福祉大学では、建学の精神をはじめ、大学および大学院の理念、教育目的等を大学 Web サイト等で広く公開し、学生をはじめとする多様なステークホルダーや社会全体に対して明確に示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部・各学科（専攻）において、3 つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を定め、大学 Web サイト等で明確に公表している。また、各教育組織において定期的に自己点検・評価を実施し、その結果に基づきカリキュラムの検証・見直しや教育環境の整備を行うことで、教育の質の継続的な向上・実質化に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則等に基づき、学長の意思決定体制および補佐体制、教授会等の権限と役割を明確に定めている。全学的な重要事項の審議機関として、学長、副学長、学部長、事務局長等で構成する「総務会」を設置し、学長の適切な意思決定を支援している。また、副学長選考規程に基づき副学長を配置して学長補佐体制を整えとともに、学則で定める「教授会」において教学に関する重要事項を審議し、学長への意見具申等を行う体制を確立している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	新潟医療福祉大学では、「優れた QOL サポーターの育成」という建学の精神の実現に向け、教員と職員がそれぞれの専門性を活かして適切に分担・協力する「教職協働体制」を構築している。全学的な意思決定および運営にあたっては、「総務会」をはじめ、「教授会」「大学院委員会」「研究科委員会」等の各種会議体や専門委員会において、教員と事務・専門職員が一体となって情報共有や審議・企画運営に携わっている。また、学生支援や教学運営の現場においても教員と職員が密に連携するとともに、教職課程におけるアセスメントやポリシーの評価、IR (Institutional Research) との連携による教育成果の分析・改善活動を協働で推進している。これらを通じて全学的な PDCA サイクルの高度化を図り、組織的かつ効果的な大学運営と教育の質向上に取り組んでいる。
実施項目 １－１⑤	説明

教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	新潟医療福祉大学では、「優れた QOL サポーターの育成」という教育理念を具現化するため、教職員の資質向上（FD・SD）に関する基本方針および年次計画を策定し、組織的に推進している。教員に対しては、「教育の専門職」として求められる 5 つの知識・技能・能力の指標である「STEPS」等を軸に、教育指導力の強化や授業改善を図る FD 研修・FD 活動を計画的に実施している。また、職員に対しても大学運営や学生支援の高度化を目指した各種 SD 研修を実施し、年次計画に基づき教職員全体の専門性と資質の向上に取り組んでいる。
---------------------------------	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	新潟医療福祉大学の将来計画の策定方針は、建学の精神「優れた QOL サポーターの育成」を核とし、将来像として掲げる「在学生 8,000 名規模の総合大学」の実現に向け、「保健・医療・福祉・スポーツ・教育」の 5 領域における学術融合と新領域の創成を目指している。この方針に基づき、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間を「第 1 期中期目標・中期計画」、2026 年度から 2030 年度までの 5 年間を「第 2 期中期目標・中期計画」と位置付け、10 の重点ドメイン（大学拡充、教育の質保証、学生支援、研究機能強化、社会連携、国際交流、スポーツ振興、学生募集、組織マネジメント、内部質保証）を設定している。計画の策定にあたっては、教育分野における「3 ポリシーの実質化」や「カリキュラム・マップの整備」をはじめ、ステークホルダーからの意見や各種データ・エビデンスに基づく具体的なアクションプランを盛り込んでいる。 また、「第 2 期中期目標・中期計画」の策定にあたっては「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」に準拠した明確な方針にて行った。 実行体制として各副学長をリーダーとする推進機構を設置し、関連委員会を統括することで迅速かつ確実な事業推進を図るとともに、IR (Institutional Research) 室との連携により教育・研究成果等のデータを定量的に分析・活用することで、計画の実効性と透明性を一層高めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	新潟医療福祉大学では、中期計画の着実な実現に向け、実効性のある進捗管理体制と客観的な評価仕組みを構築・運用している。進捗管理体制としては、各副学長をリーダーとする推進機構が関連委員会を統括するとと

	もに、内部質保証推進委員会が全学的なマネジメントを担っている。各種規程の整備や評価指標の可視化に加え、AI を活用した予測型 IR システムの導入・精度向上等を通じて、PDCA サイクルの高度化を図っている。計画の進捗状況は、各ドメイン責任者が基準に基づき点検を行い、評価委員会での審議・承認を経て「自己点検・評価報告書」として取りまとめている。達成度に応じて 1 点から 4 点の 4 段階で評価を行う仕組みを確立しており、2025 年度の評価では計画通りまたはそれ以上の進捗を示す「4 点」「3 点」評価が全体の 98.8%を占めるなど、計画の着実な進捗が確認されている。評価結果は Web サイト等を通じて内外へ公表するとともに、検証結果を踏まえた計画の適時適切な見直しや次期計画への反映を行うことで、持続的な改革・改善を推進している。
--	--

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	新潟医療福祉大学では、「優れた QOL サポーターの育成」という建学の精神のもと、教育研究活動の成果を社会に還元し、地域社会の多様なニーズに応える人材の育成を大学運営の根幹に据えている。 本学は、保健・医療・福祉・スポーツ・教育の 5 領域において、専門的知識と技術を備えた人材を育成するだけでなく、地域社会との双方向的な連携を通じて、教育研究の成果を実践的に活用する仕組みを構築している。たとえば、地域住民を対象とした健康講座や食育活動、視覚検診、朝食講座などの公開イベントを定期的に行い、学生と教職員が協働して地域課題の解決に取り組んでいる。 また、地域の高等学校との連携協定を通じて、医療系職種への理解を深める教育プログラムを展開し、将来の地域医療を担う人材の育成にも力を入れている。これにより、若年層の進路意識の醸成と、地域に根ざした人材の確保が図られている。特に近年は、地域における医療職の確保のため、本学が高校と医療機関をつなぐハブとなって「高大医連携」を積極的に進めている。 教育課程においては、専門知識の修得に加え、チーム医療や多職種連携を実践的に学ぶ「連携教育」が全学的に導入されており、学生は異なる専門分野の仲間と協働しながら、対象者の QOL 向上を目指す支援策を立案・実践する力を養っている。

実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	新潟医療福祉大学では、「優れた QOL サポーターの育成」という建学の精神のもと、教育・研究活動の成果を社会に還元し、地域社会との連携を通じて持続可能な社会の創造に貢献することを大学の使命と位置づけている。 そのため、学内組織として「社会連携推進機構」のもとに「社会連携推進センター」と「ボランティアセンター」が設置されており、地域ニーズに応じた社会連携活動を実施している。特に、4つの自治体と包括連携協定を結び、地域のニーズに応じた保健・医療・福祉・スポーツ・教育などの講座や研修、各種事業、調査、研究を行なっている。 学生による地域貢献活動も活発であり、ボランティアセンターが開発して運営する「ボランティアネットワークシステム」によって、地域と学生のマッチングを行なうことで年間2千人を超える学生が地域におけるボランティア活動を行なっている。このように、新潟医療福祉大学では、教育研究活動の成果を地域社会に還元することで、社会の要請に応える人材の育成と地域の持続的発展に貢献している。今後も、地域との連携を深化させながら、社会貢献の実効性を高める取り組みが期待される。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	新潟医療福祉大学では、教育・研究・社会貢献の場において、多様な価値観を尊重する理念を踏まえた、異文化理解や連携教育を推進する。また、バリアフリーの施設環境や個別支援体制を整備し、様々な背景を持つ学生・教職員が安心して学び協働できる環境を充実させるため、体制整備を行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、評議員3名（総数9名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成並びに理事長・代表業務執行理事・業務執行理事・副理事長・専務理事・常務理事の職務を「寄附行為」に定め、明確にしている。理事選

	任のための理事選任機関を理事会と定め、「寄附行為」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に基づき、必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限、体制及び運営に関することは、原則として寄附行為に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととしている。理事会、評議員会及び重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会における業務執行報告、各大学の運営報告などにおいて、情報を共有するほか、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団主催の理事及び監事を対象とした研修会の情報提供を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、監事の過半数の合意によって、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「学校法人新潟総合学園監事監査規程」を策定し、監査の種類・方法・対象と範囲及び計画等について明確化している。これに基づき年度の監事監査計画書を策定し、理事長・代表業務執行理事に通知の上、監査を実施している。その上で、定期的な監事、内部監査室、会計監査人の三者で、監査計画及び監査結果等を含む重要事項の連絡、意見交換及び情報交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事3名に対し、理事会に関わる事項を含む事務的業務については法人総務部がサポートを行い、監査等の業務については内部監査室との連携を図ることにより

	必要な情報共有がなされている。 理事及び監査等役員向けの研修については、文部科学省、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団等の理事及び監事を対象とした研修会の情報提供を行っている。
--	--

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、建学の精神を十分に理解している卒業生及び職員を、また私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する学識経験者を「寄附行為」に基づいて選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及びその他の重要な会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理をしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会における大学の運営報告や報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有しているほか、文部科学省、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団などから評議員を対象とした研修の情報があつた際には評議員へ案内をしている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	新潟医療福祉大学は、自然災害や感染症、情報セキュリティ事故など多様なリスクに備えるため、危機管理マニュアルを体系的に整備し、事業継続計画（BCP）を策定・活用することで、緊急時の迅速な意思決定と教育・研究・大学運営の継続性を確保している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	新潟医療福祉大学は、法令や学園規程を遵守し、理事会・監事・内部監査室による監督体制、コンプライアンス推進規程、公益通報制度、リスク管理規程を整備し、役職員への研修や相談窓口の設置を通じて不正防止と是正措置を徹底

	する体制を構築している。
--	--------------

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	新潟医療福祉大学は、大学運営の透明性を確保し、社会的責任を果たすため、情報公開推進の方針を策定している。この方針は、法令やガバナンス・コードに基づき、教育・研究・財務・人事などの重要情報を適切に公開し、ステークホルダーとの信頼関係を強化することを目的としている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	新潟医療福祉大学は、大学運営の透明性を高め、社会的責任を果たすため、情報公開においてステークホルダーの理解促進を重視している。そのため、以下のような工夫を行っている。 わかりやすい表現とビジュアル化：財務情報や自己点検・評価結果を、専門用語を避けた平易な言葉で説明し、図表やインフォグラフィックを用いて視覚的に理解しやすくする。 多様な媒体での発信：大学公式ウェブサイト、広報誌、SNS を活用し、学生・保護者・地域住民・企業など、対象に応じた情報提供を行う。 重点情報のハイライト：中期計画の進捗や教育研究活動の成果など、ステークホルダーが特に関心を持つ情報を要約し、簡潔に示す。 これらの工夫により、大学は説明責任を果たすだけでなく、ステークホルダーとの信頼関係を強化し、共感を得ながら持続可能な大学運営を推進している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明